

在宅医療・介護連携支援センター(仮称)業務内容について(案)

1 根拠法令

在宅医療・介護連携支援センター(仮称)は、在宅医療と介護の連携を推進するための中核的な施設として市が設置するものであり、介護保険法の地域支援事業のひとつとして位置づけられています。

2 目的

超高齢社会に対応し、市民が住み慣れた地域で安心して生活することを支えるためには、医療・介護・福祉が切れ目ない支援が提供できる体制が必要です。

在宅医療・介護連携支援センター(仮称)を、在宅医療・介護の連携拠点として整備し、地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員等の多職種及び市との協働による在宅医療の支援体制を構築し、市域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供を目指すとともに、今後の久留米市内の在宅医療の支援体制の均てん化などに資することを目的としています。

3 事業内容

在宅医療・介護連携の推進のため、今後久留米市が進めていく事業のうち、「在宅医療・介護連携支援センター(仮称)」の業務内容については以下のとおりです。

(1) 在宅医療・介護サービスに関する地域資源の「見える化」 (ア)

具体例：在宅医療・介護連携を推進する環境を整備するため、在宅医療・介護サービスに関する地域資源の「見える化」を図る。各日常生活圏域に所属するそれぞれの医療機関、介護事業所等の名称、連絡先、機能等を記載したリスト「在宅医療・介護サービスマップ」(仮称)を作成し、公表する。また、必要に応じて情報を更新する。

(2) 情報共有支援 (イ)

具体例：医療・介護専門職相互間での情報共有を支援するため、地域連携パス等の活用や情報共有ツール等の活用を進める。

(3) 在宅医療・介護連携に関する相談の対応 (オ)

具体例：市民の在宅医療・介護連携を支援するため在宅医療・介護サービスを紹介する窓口を開設し、市民及び在宅医療・介護従事者等からの相談に対応する。

(4) 医療・介護専門職に対する研修 (カ)

具体例：在宅医療・介護連携の前提となる多職種協働は重要であり、これに関する研修会、勉強会を開催する。

① 在宅医療・介護連携多職種協働研修会の開催

在宅医療・介護専門職のスキルアップと相互連携を進めるために、関係者を対象とした研修会を実施する。研修の内容は、国の制度や今後の動向の説明のほか、先進者による報告や講義、事例検討をテーマとしたり、また、手法としてグループワークを取り入れたり、これらの研修を通して連携体制構築につながるようなものとする。

② 在宅医療に関する医師の理解を深め、スキルアップを目的とした医師の同行訪問研修を行う。

③ 病院から地域への退院が円滑に進むように、病院看護師の訪問看護同行などの看護職相互研修を行う。(退院支援事業)

(5) 地域住民に対する普及啓発 (キ)

具体例：

① 在宅での看取りをも含めた在宅医療が在宅介護と連携して推進されるよう、市民への普及啓発を図るため、医療・介護関係団体等と協力しながら、市民公開シンポジウム等を開催する。また校区等の特性に合わせた小単位での啓発活動を行う。

② 在宅医療に関するチラシやパンフレット、冊子の作成等、普及啓発に必要な資料を作成する。

(6) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進 (ウ)

具体例：

① 地域の医療・介護関係者の協力のもと切れ目なく在宅医療と介護が提供されるために必要な取組みを検討するため、関係者からの相談やこの他の事業から得られる情報を集約し課題を整理する。

② 協議会等で提案された取組みについて、その仕組みや対応方法などについて関係者と共有し、体制構築を行う。例：在宅療養者の急変時診療医療機関の確保